

2011年10月24日

エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1.4」、No.143「靴・履物
Version1.2」、No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.2」認定基準の
部分的な改定について（案）

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

皮革に関する材料基準が設定されている標題の3商品類型について、試験方法等の引用規格が変更になったため、関連する箇所について改定を行う。

2. 改定箇所(抜粋)

下線部のとおり改定する。

(1)指定する試験方法の変更

参照元 ISO 等の改定に伴う新規追加及び字句追加、または項目分割のみで、従来の試験方法（内容）に変更なし。

ホルムアルデヒド試験方法

厚生省令第34号、[IUC19](#)、[JIS L1041](#)、[ISO17226-1,2](#) に変更。

重金属の試験方法

鉛、カドミウム、水銀、ニッケル、コバルト、総クロム

[IUC27-1](#)、[ISO17072-1](#) に変更。

六価クロム

[IUC18](#)、[ISO17075](#) に変更。

表外の注釈（2000/53/EC、67/548/EEC）は不要となるため削除。

ペンタクロロフェノール試験方法

[IULTCS-IUC25](#) に変更。

染色摩擦堅牢度

ISO11640/[IUF450](#) に変更。

発がん性芳香族アミン（革製衣料品のみ）

ISO17234-1、ISO/DIS17234-2 に変更。

(2)試験区分の運用について

後加工を施した場合の試験区分を従来より厳密に運用する。（下線部を追加）

(X)製品に使用する革材料の染色堅ろう度は、表4に定める革材料の仕上げ種類および色濃度ごとの基準値に適合すること。

表4 染色堅ろう度の基準

| | 乾燥試験 | 湿潤試験 | 試験方法 |
|-------------|------|------|----------|
| 顔料仕上げ革 | 3-4級 | 2-3級 | ISO11640 |
| ナチュラル仕上げ淡色革 | 3-4級 | 2-3級 | |
| ナチュラル仕上げ濃色革 | 2-3級 | 2級 | |

【証明方法】

革材料の染色堅ろう度について、第三者機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色ごとに試験を行うものとする。エンボスやプリーツ加工を行う場合、加工ごとに試験を行うものとする。

3. 改定予定日

2011年11月1日

以上